

# 幼稚園・保育所・認定こども園の 利用の仕方が変わります！

平成27年度から始まる「子ども・子育て支援新制度」。幼稚園や保育所、認定こども園などの施設を利用する場合には認定が必要になります。

◎問い合わせ 保育課  
☎ 23-4894  
☎ 23-2199

## 認定について

新制度では、保育の必要性の有無と年齢に応じた3つの区分が設けられ、認定された区分により利用できる施設が決まります。

### 1号認定

幼稚園・認定こども園

満3歳以上の就学前の子どもで教育を希望する人は、1号認定となります。

認定および入所は、施設へ直接、申し込みください。

### 2号認定

保育所・認定こども園

保護者の就労や病気などにより、保育を必要とする人のうち、3歳以上児は2号認定、3歳未満児は3号認定となります。

### ●受付期間

12月8日(月)～25日(木)

※12月8日(月)以前の受け付けはできません。受付期間以降も、随時受け付けしますが、期間内に申し込んだ順に審査します

### ●申込書交付・受付場所

入所を希望する保育所や認定こども園、保育課

※各総合支所市民生活課では書類の交付・受け付けのみで、認定はできません。各地区市民センターでは受け付けできません

### ●保育の必要な事由

就労、妊娠や出産、病気やけが、介護など。

### ●入所の決定

入所の決定は、保育の必要な事由やその緊急性、通園手段などを総合的に判断して決定します。定員を超えた場合は、希望する施設に入所できないこともあります。

日程	場所
11/21(金)	妻ヶ丘地区公民館
11/20(木)	横市地区公民館
11/19(水)	小松原地区公民館
11/18(火)	五十市地区公民館
11/17(月)	中郷地区公民館
11/14(金)	中央公民館
11/13(木)	祝吉地区公民館
11/12(水)	山之口勤労福祉センター
11/11(火)	沖水地区公民館
11/10(月)	高崎福祉保健センター
11/9(日)	庄内地区公民館
11/8(土)	高城生涯学習センター
11/7(金)	西岳地区公民館
11/6(木)	山田総合センター
11/5(水)	志和池地区公民館

## 新制度・入所説明会

●開催時間 19時～

※事前の申し込みは不要



## 平成26年度 幼稚園・認定こども園一覧

幼稚園名	所在地	電話番号
○ ふたば幼稚園	松元町	23-2469
○ さくら幼稚園	姫城町	22-1552
○ 妻ヶ丘幼稚園	中原町	22-2757
○ 清涼幼稚園	庄内町	37-0568
○ 聖ドミニコ幼稚園	下長飯町	39-5771
高城幼稚園	高城町穂満坊	58-2351
有水幼稚園	高城町有水	59-9114
石山幼稚園	高城町石山	58-3211

幼稚園名	所在地	電話番号
◎ アソカ幼稚園	年見町	23-7505
◎ 一万城幼稚園	一万城町	22-5739
◎ 天竜幼稚園	牟田町	22-0502
◎ 天竜第二幼稚園	南鷹尾町	23-7503
◎ 天竜第三幼稚園	鷹尾四丁目	23-7504
◎ 天竜祝吉幼稚園	千町	22-1012
★ ししのご幼稚園	上水流町	36-0646
★ にし幼稚園	南横市町	25-3344

○印は新制度の仕組みに移らないため認定の必要はありません ◎印は認定こども園 ★印は認定こども園認可申請予定

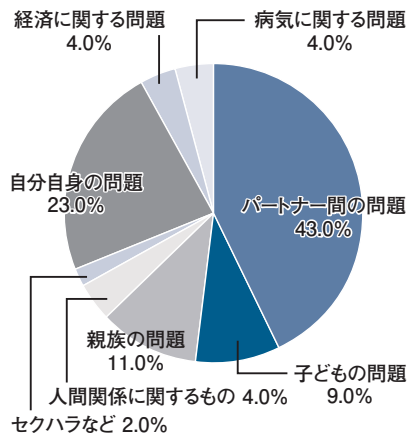
平成26年度 保育所一覽

地区	保育所名	所在地	電話番号
姫城	相愛ひめぎ保育園	姫城町	22-2295
	天竜保育園	早鈴町	23-1301
	下長飯保育園	下長飯町	39-1040
	あゆみベビーホーム	甲斐元町	23-5246
	相愛保育園	早鈴町	25-1879
	早鈴保育園	早鈴町	24-3699
	チャイルドセンターポピー園	早鈴町	25-9478
小松原	大王保育所	平江町	22-2167
	アソカ保育園	小松原町	24-0450
	志比田保育園	志比田町	23-2803
	ひばり保育園	大王町	23-0038
	★ 宮丸保育園	宮丸町	27-1541
	ぼっぼ保育所	前田町	24-7887
	★ かたひら保育園	志比田町	24-7745
妻ヶ丘	上長飯保育園	上長飯町	22-4843
	一万城保育園	一万城町	23-2802
	たんぼぼ保育園	一万城町	23-3313
	あやめ原保育園	菖蒲原町	22-2372
祝吉	郡元保育所	郡元町	22-1578
	★ いなり保育園	郡元四丁目	22-5974
	早水保育園	早水町	24-1826
	並木保育園	上川東四丁目	24-1580
	川東保育園	下川東二丁目	22-2210
五十市	たかお保育所	南鷹尾町	22-0394
	今町保育園	今町	39-2102
	★ 五十市保育園	久保原町	22-2110
	都島保育園	鷹尾一丁目	23-5622
	すずらん保育園	南鷹尾町	24-3596
	さつき保育園	都島町	23-5250
横市	★ 都原保育園	都原町	22-4323
	もちお保育園	南横市町	22-5421
沖水	金田保育所	金田町	38-1325
	高木保育園	高木町	38-1310
	都北保育園	都北町	38-1877
	吉尾保育園	吉尾町	38-3027
	山野原保育園	太郎坊町	38-3700
志和池	志和池保育・児童館	上水流町	36-0516
	まるの保育園	野々美谷町	36-0891
	下水流保育園	下水流町	36-0535
	こぼと保育園	丸谷町	36-1091

地区	保育所名	所在地	電話番号
庄内・西岳	★ 乙房保育園	乙房町	37-1212
	ルンビニ保育園	庄内町	37-0569
	菓子野保育園	菓子野町	37-1766
	わかば保育園	高野町	33-1810
中郷	中郷保育所	安久町	39-0529
	梅北保育園	梅北町	39-2869
	安久保育園	安久町	39-0218
山之口	山之口中央保育所	山之口町花木	57-2068
	山之口ふもと保育所	山之口町山之口	57-2023
	山之口乳児保育所	山之口町花木	57-2243
	安楽地保育園	山之口町富吉	57-2123
高城	高城保育所	高城町穂満坊	58-2314
	有水保育所	高城町有水	59-9324
	石山保育園	高城町石山	58-5931
	つみき保育園	高城町桜木	58-4585
	さかえ保育園	高城町穂満坊	58-2600
山田	山田中央保育所	山田町山田	64-3021
	木之内川内保育所	山田町山田	64-1012
	万ヶ塚保育園	山田町山田	64-1123
	谷頭保育園	山田町中霧島	64-1051
高崎	鳴峰保育園	高崎町大牟田	62-2127
	旭保育園	高崎町大牟田	62-4106
	善長寺保育園	高崎町江平	62-2125
	前田保育園	高崎町前田	62-1996
	大牟田保育園	高崎町大牟田	62-1989
	縄瀬保育園	高崎町縄瀬	62-3772

★印は認定こども園認可申請予定





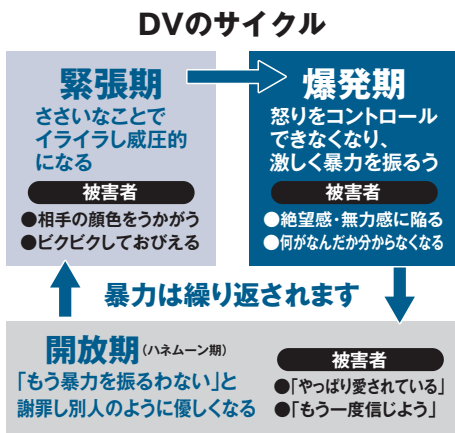
相談内容の内訳 (平成25年度)

**都城市の現状**  
 平成25年度に、市の女性総合相談に寄せられた相談件数は717件。夫婦や恋人などのパートナー間の問題に関する相談が307件と最も多く、そのうち、DVに関するものは48件でした。  
 また、性的被害や職場でのセクシユアル・ハラスメントの相談も寄せられています。

配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス/DV)や性犯罪、セクシユアル・ハラスメント、ストーカー行為などの暴力は、女性の人権を侵害する行為です。これらの暴力をなくすためには、一人一人が大切な存在であることを認識して、相手も自分も大切にすることが大切です。  
 ◎問い合わせ 生活文化課  
 ☎ 23-2121

**暴力の種類**  
 暴力にはさまざまな種類があり、多くはそれらが複雑に絡み合っており、被害者の身体と心を傷つけます。

- ・身体的暴力 殴ったり蹴ったりするなど、直接的に暴力を振るう
- ・精神的暴力 心ない言動などで、相手の心を傷つける
- ・性的暴力 嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しない
- ・経済的暴力 夫婦間で生活費を渡さないなど



※これはケースの一例です

**DVって?**  
 DVは、夫婦や恋人などの親しい関係の中で起こる暴力です。最近では、若い世代にもデートDVとよばれる恋人間の暴力がみられ、深刻な状況になっています。

**一人で悩まずに相談を  
 都城市女性総合相談**

市では、女性の悩みや苦しみの原因となっているDVなどの相談を受け付けています。

また、借金や悪質商法などの消費生活に関する相談と、交通事故相談も併設していますので、さまざまな問題について相談することができます。

悩みは一人で抱え込んでいても解決できません。気軽に相談ください。

**都城市女性総合相談**

●場所 男女共同参画センター (市役所本館2階)

●相談専用電話 ☎ 23-71157

**【女性相談員による相談】**

●女性相談員による相談 毎週月～金曜日 10時～16時

※面談の場合は要予約

**【女性臨床心理士による】**

●こころの相談 (要予約) 11月18日(火) 14時～16時

**【女性弁護士による】**

●法律相談 (要予約) 11月25日(火) 13時～16時

**女性ホットラインくすのき**

●日時 毎週土曜日 14時～16時

●電話相談 ☎ 36-0740

**OP**

**女性への暴力**

11月12日(水)～25日(火)は

**女性に対する暴力をなくす運動**

被害者の間柄に関係なく、決して許されるものなくす推進月間です。家族で話し合ってみましょう。



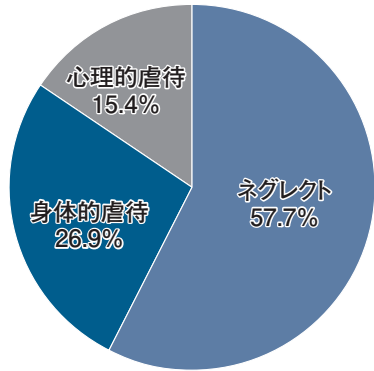
子どもを守るべき保護者(養育者)が、子どもの体や心を傷つける児童虐待。子どもを虐待から守るため、おかしいと感じたらすぐに連絡してください。

◎問い合わせ 子育て課  
☎23-2684

### 都城市の現状

平成25年度、市に寄せられた35件の新規の児童家庭相談のうち、虐待に関する相談が26件と大半を占め、特にネグレクト(育児放棄・怠慢)に関する相談が多く寄せられています。

ネグレクトとは、子どもの世話を放棄して、衣食住だけでなく、発達に必要な情緒的ケアを与えないことも含まれます。外傷がないため周りが気付きにくく、深刻な事態を引き起こす場合もあります。



市に寄せられた虐待相談 (平成25年度)

### 子どもが傷つく行為は虐待です

子どもに、生活習慣や社会のルールを教えることは大切なことです。しかし、行き過ぎた「しつけ」によって、子どもの体や心が傷つくようであれば、それは虐待です。常に子どもの立場を考えましょう。

虐待の種類	
<b>ネグレクト</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>食事を与えない</li> <li>家に閉じ込める</li> <li>医療を受けさせない</li> <li>同居人からの虐待を放置する</li> </ul>	<b>身体的虐待</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>殴る、蹴る</li> <li>ケガをさせる</li> <li>戸外に閉め出す</li> </ul>
<b>性的虐待</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>性的関係を強要する</li> <li>性器や性交を見せる</li> </ul>	<b>心理的虐待</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>言葉で脅す</li> <li>兄弟・姉妹間で差別する</li> <li>子どもの前で、配偶者に暴力を振るう</li> </ul>

### なぜ虐待が起こるの？

虐待は、特別な事情があるわけではなく、どの家庭でも起こり得る可能性があります。

#### 主な虐待の要因

- ・ 育児の悩みを相談できる人が近くにいない
- ・ 育児の協力者がいない
- ・ 経済的に苦しい
- ・ 養育者自身も虐待を受けた経験がある

### 「虐待をしそつだ」と思ったら

まずは、気持ちを落ち着かせて、冷静になることが大切です。そして、電話で相談するなど、周りの助けを求めましょう。

### あなたの連絡が子どもを守ります

児童虐待は、身近なところで起きているかもしれません。気になることがあったら、児童相談所や市役所へ連絡してください。

宮崎県南部福祉こどもセンター 児童相談所	☎22-4294
子育て課	☎23-2684
※閉庁時	☎23-2111
東部保健センター(高城保健センター内)	☎58-6800
※閉庁時	☎58-2311
(高城総合支所)	
西部保健センター(高崎福祉保健センター内)	☎62-4411
※閉庁時	☎62-1111
(高崎総合支所)	

### 子どもを虐待から守るための五カ条

- 1 おかしいと感じたら迷わず連絡
- 2 しつけのつもりは言い訳
- 3 ひとりで抱え込まない
- 4 親の立場より子どもの立場
- 5 虐待はあなたの周りでも起こりうる



# 児童虐待

11月は  
児童虐待防止  
推進月間

# ST

女性に対する暴力や子どもへの虐待は、加害者、ではありません。11月はこうした暴力や虐待を私たちにできることは何か、この機会に地域や

# 地域のカ「ボランティア活動」や「NPO活動」に参加してみませんか

NPOとは、地域の課題解決や市民公益のために、自発的に活動している民間団体です。利益にとらわれず独自の考えで、社会的な使命の達成を目指し、機動性や人間性を重視して活動しています。

NPOの中には、法人格を持つ特定非営利活動法人（NPO法人）と、法人格を持たないボランティア団体や市民活動団体などがあり、市内では59団体が福祉や環境、地域おこしなど、さまざまな分野で活躍しています。

●問い合わせ コミュニティ課  
☎2312431

## 興味を持つことがはじめの一步

社会貢献活動は、「誰かの役に立ちたい」という、あなたの気持ちから始まります。「社会貢献活動をしている」という意識がなくとも、多くの人が自治公民館などで、地域活動や困りごとの解決に取り組んでいます。

まずは、どのような団体があるのか、どのような社会貢献活動を行っているのか、知ることから始めてみませんか。

## NPO法人などで活動するには？

定款で条件を規定していないNPO法人には、趣旨に賛同する人なら誰でも入会し、活動することができます。また、ほとんどの市民活動団体でも同様に、共に活動する仲間を募集しています。まずは、活動したい団体に、直接問い合わせてください。

## NPO法人を設立したいと思ったら

市では、NPO法人設立の申請の手続きや、特定非営利活動促進法の内容などについて相談に応じています。また、設立に必要なことをまとめたパンフレットなども準備しています。

## ホームページ「友・誘・遊」

NPOやボランティア団体の活動などを紹介したホームページです。やりたい活動が、きっとみつかります。

<http://www.n-syakyoor.jp/Volunteer/dantai.html>



## 都城市ボランティア・福祉共育おうえんセンター

個人のボランティア活動やNPOの育成などの支援を通して、市民のボランティア意識の高揚を目的に、総合社会福祉センターに開設しています。

ボランティア活動やNPOの運営など、気軽に相談ください。

### ●主な支援内容

- ・ボランティア養成講座の開催
- ・ボランティア保険の受け付け
- ・各種助成金の申請支援
- ・NPOの組織や運営の相談
- ・NPOおうえん講座の開催
- ・NPOの協働事業などの支援

### ●開設日時

月～金曜日、第3土曜日

8時30分～17時

### ●設備など

ミーティングスペース（登録団体無料）、情報コーナー、インターネットコーナー、印刷コーナー、パソコンなどの貸し出し

### ●問い合わせ

都城市ボランティア・福祉共育おうえんセンター  
☎2517318

## インタビュー



都城市ボランティア・福祉共育おうえんセンター 所長 大牟田 智子さん

## まずは、身近なところから

「ボランティア」という言葉に敷居が高いように感じる人もいますが、ごみ拾いなどの地域行事や学校行事などに参加することで、すでに「ボランティアに参加している」と言えます。道端のごみを拾うことも、長く続けることで、立派なボランティア活動なのです。

ボランティアを続けるコツは「自分自身が楽しむこと」。皆さんも、地域行事に参加してみるなど、身近なことを、楽しみながら始めてみませんか。



# 安全・安心なまちづくりのために

犯罪は許しません!



安心で住みよいまちづくりを目指して、「安全・安心みやこんじよ盆地大会」を開催します。この機会に、安全・安心な生活について考えてみましょう。

◎問い合わせ

生活文化課 ☎23-7183

## 特殊詐欺被害が後を絶ちません

県内では6月末現在、振り込み詐欺などの特殊詐欺の被害2億1,300万円が報告されています。市内でも、女性の高齢者が1億1,000万円をだまし取られる被害が発生しています。不審な電話があったときは、必ず誰かに相談し、警察へ通報しましょう。

### 【特殊詐欺のキーワード】

- ・還付金があるのでATMに行け
- ・宅配やレターパックで現金送付
- ・融資を受ける前に保証金を払え

## 自転車の盗難が増えています

本市の8月現在の自転車盗難件数は334件で、昨年と同時期と比較すると162台(94・2%)増加しています。このうち173件(51・8%)が無施錠でした。

### 【自転車盗難防止の3カ条】

- ・鍵は二重(2ロック)にする
- ・わずかな時間の駐輪も施錠する
- ・防犯登録ステッカーを貼付する

## 犯罪の起きにくい環境づくり

犯罪を防ぐためには、犯罪の起きにくい環境づくりが大切です。犯罪者が犯行をあきらめた理由に「地域の人に声を掛けられたり、あいさつをされたりした」「防犯看板があり、防犯に関心のある地域だと思った」「パトロール中の青パトを見た」などがあります。地域の絆を生かして、安全・安心なまちづくりに取り組みましょう。

## 安全・安心みやこんじよ盆地大会

●日時 11月22日(土)

13時開場 13時30分開演

●会場 総合文化ホール

●内容 交通・地域安全功労者

などの表彰や、地域安全・交通安全に関する作文の表彰と朗読、高城高校演劇部の寸劇、県警音楽隊の演奏などがあります。また、豪華景品が当たる抽選会も開催します。

# 郷土の伝統を後世へ

～民俗芸能を守り伝えるために～

都城市民俗芸能保存連合会(加盟団体数73団体)では、地域の民俗芸能の保存や伝承を目的に、都城民俗芸能祭を開催します。

◎問い合わせ

生活文化課 ☎23-2132

都城市文化振興財団

☎23-7140

## 「郷土の宝」の継承

都城には、伝統に育まれた「郷土の宝」ともいえる民俗芸能が数多く受け継がれています。

これらの民俗芸能は、集落で大切に守り伝えられてきたものですが、後継者不足により途絶えてしまったものもあります。その一方で、地域の高齢者の記憶や残された文献を基に、民俗芸能を復活させ、保存会を立ち上げた地域や集落もあります。

市では、大切に守られてきた民俗芸能を後世に伝え、郷土の誇りとするため、毎年、都城民俗芸能祭を開催しています。

今回は、若い世代へ引き継ごうと指導が続けられている八反俵踊

を、今町小学校の児童らが披露します。この他、市内の民俗芸能団体に加え、地域間の文化交流を目的に、熊本県

阿蘇市から民俗芸能団体を招きます。さまざまな集落や地域に根付く民俗芸能に触れることができますので、ぜひ観覧ください。



八反俵踊

## 第8回都城民俗芸能祭

●日時 12月7日(日) 13時開演

●場所 総合文化ホール

●観覧料 無料

●出演 大王棒踊(大王町)、太郎坊ベブ踊(太郎坊町)、高木奴踊(高木町)、中原太郎踊(山之口町)、谷川俵踊り(高崎町)、八反俵踊(今町小学校)、阿蘇の虎舞(熊本県阿蘇市)、重信優(ゴッタン演奏)